

第4回地下水利用の在り方等に関する専門部会

次 第

開催日 平成27年6月15日(月)
開催時間 17時～19時
開催場所 京都市上下水道局本庁舎 別館1階研修室

1 開 会

- (1) 出席者確認
- (2) 進行の確認, 会議の公開

2 報 告

- (1) 他都市における地下水利用専用水道の対策状況

3 議 題

- (1) 京都市の地下水利用の在り方等についての意見書案

4 今後の予定

5 閉 会

< 配付資料 >

次第

名簿

配席図

- 資料1 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱
- 資料2 地下水利用の在り方等に関する専門部会の設置に関する要領
- 資料3 京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領
- 資料4 第3回地下水利用の在り方等に関する専門部会議事録
- 資料5 他都市における地下水利用専用水道の対策状況
- 資料6 第3回専門部会における意見書案に対する各委員の指摘等
- 資料7 京都市の地下水利用の在り方等についての意見書案

地下水利用の在り方等に関する専門部会名簿

(敬称略)

学 識 経 験 者	かみこ 神子	なおゆき 直之	立命館大学教授(理工学部)
	なかやま 中山	のりよし 徳良	名古屋市立大学教授(大学院経済学研究科)
	ふじい 藤井	ひでき 秀樹	京都大学教授(大学院経済学研究科)
	みずたに 水谷	ふみとし 文俊	神戸大学教授(大学院経営学研究科)
本 市 職 員	くさかべ 日下部	とおる 徹	京都市上下水道局総務部経営・防災担当部長
	さいとう 齊藤	あきら 昭	京都市上下水道局水道部担当部長

: 部会長

事務局

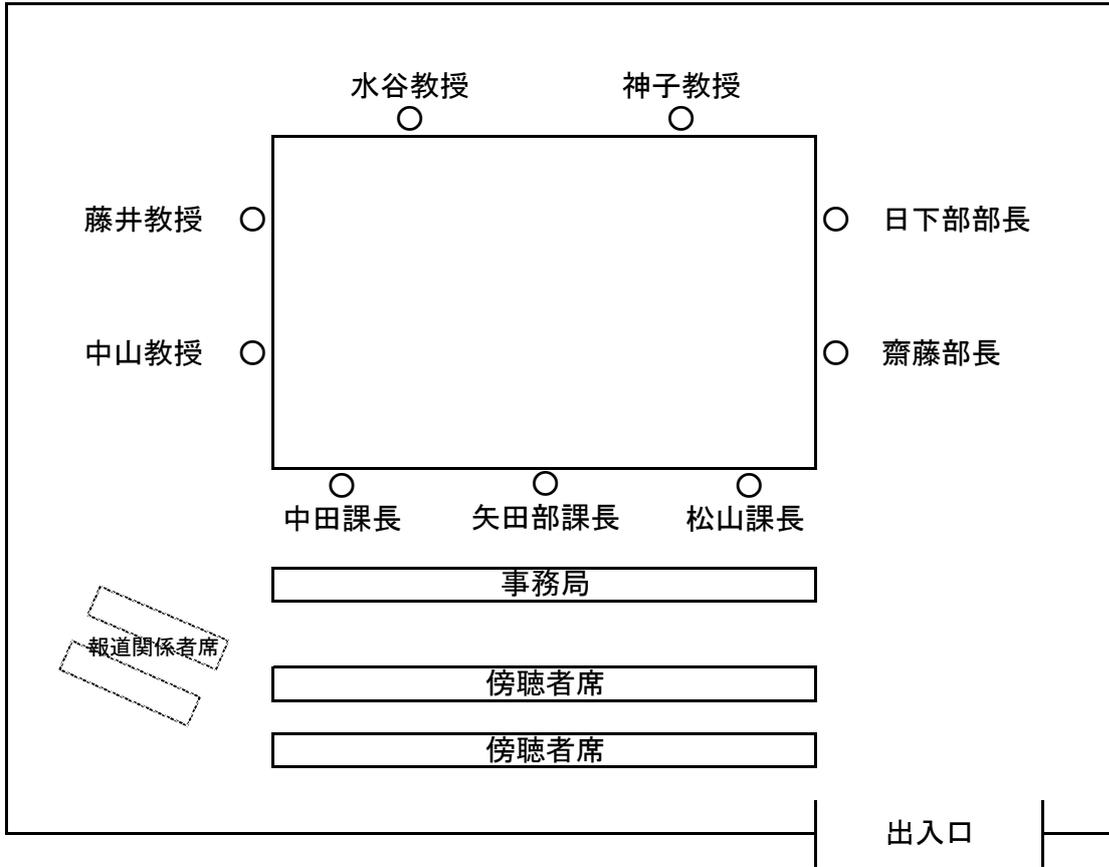
京都市上下水道局総務部経営企画課長 矢田部 衛

京都市上下水道局総務部お客さまサービス推進室

料金・システム企画担当課長 中田 孝

京都市上下水道局水道部給水課長 松山 操

第4回地下水利用の在り方等に関する専門部会



京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）第11条第2項に規定する委員会として、京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、上下水道事業の適切な執行管理や継続的な改善を進め、サービスの向上を図りながら市民の皆さまに説明責任を果たし、市民の皆さまの視点に立った上下水道事業を推進するため、外部有識者等の意見を取り入れることにより事業の客観性・透明性を高めるとともに、市民の皆さまの視点に立った事業推進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各年度の事業計画及び中期経営プランの進捗状況の点検・評価並びに課題等のある事業の検討
- (2) 上下水道事業経営評価制度の充実に向けた助言・提案
- (3) その他上下水道事業の経営に関し管理者が必要と認める事項の検討及び助言・提案

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会に付議する事案を個別具体的に検討するため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員(以下「部会委員」という。)は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 委員長が指名する委員
 - (2) 委員会に付議する事案について専門の知識を有する者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、第2項第1号に掲げる者のうちから、委員長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第9条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、管理者が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の会議の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年12月4日から実施する。

地下水利用の在り方等に関する専門部会の設置に関する要領

(設置)

第 1 条 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱(以下「要綱」という。)

第 8 条第 1 項の規定により地下水利用の在り方等に関する専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

(目的)

第 2 条 部会は、京都市の地下水利用の在り方等について必要な検討を行い、京都市上下水道事業経営審議委員会(以下「委員会」という。)に報告を行うことを目的とする。

(任期)

第 3 条 部会の構成員(以下「部会委員」という。)の任期は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、委員会の委員としての任期は越えないものとする。

- (1) 要綱第 8 条第 2 項第 1 号により定める者にあつては、指名の日から部会において必要な検討が終了する日まで
- (2) 要綱第 8 条第 2 項第 2 号により定める者にあつては、委嘱又は任命の日から部会において必要な検討が終了する日まで

(会議の公開)

第 4 条 会議は、原則として公開とする。その他、会議の公開に関する事項は、京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領に準ずる。

(謝礼等)

第 5 条 部会委員に支払う謝礼等に関する事項は、京都市上下水道事業経営審議委員会委員の謝礼等に関する要領に準ずる。

(庶務)

第 6 条 部会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課において行う。

(補則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年12月4日から実施する。

京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 京都市上下水道事業経営審議委員会(以下「委員会」という。)の会議(以下「会議」という。)の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報(京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ(疾病その他正当な理由がある場合を除く。)等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。
 - (1) 会議を公開しなかったとき。
 - (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。

- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から実施する。

第3回地下水利用の在り方等に関する専門部会

日 時 平成27年3月20日(金) 午後16時00分～17時20分

場 所 京都市上下水道局本庁舎 別館研修室

出席者(敬称略)

水谷 文俊	神戸大学教授(大学院経営学研究科)
神子 直之	立命館大学教授(理工学部)
藤井 秀樹	京都大学教授(大学院経済学研究科)
中山 徳良	名古屋市立大学教授(大学院経済学研究科)
日下部 徹	京都市上下水道局経営・防災担当部長
松嶋 雅幸	京都市上下水道局水道部担当部長

事務局 矢田部経営企画課長, 坂本経営企画係長, 阪脇
中田料金システム・企画担当課長, 岩本課長補佐
松山給水課長, 水谷課長補佐

次第

1 開 会

- (1) 出席者確認
- (2) 進行の確認, 会議の公開

2 報 告

- (1) 京都市上下水道事業経営審議委員会における意見について

3 議 題

- (1) 京都市の地下水利用の在り方等についての意見書案

4 今後の予定

5 閉 会

1 開 会

- (1) 出席者確認
- (2) 進行の確認, 会議の公開

事 務 局: 定刻となりましたので, ただ今より「平成26年度 第3回地下水利用の在り方等に関する専門部会」を開催させていただきます。私, 上下水道局総務部経営企画課

長の矢田部でございます。よろしくお願い致します。

本日の出席者につきましては、神子委員，中山委員，藤井委員，日下部委員の4名の委員が出席されておられます。後ほど，水谷部会長，松嶋委員も出席されまして，最終的には6名全員の出席が予定されております。

また，上下水道局の事務局は，中田総務部お客さまサービス推進室料金システム・企画担当課長，それから，松山水道部給水課長につきましては別の会議のため，それが終わり次第出席いたします。

それでは，本来であれば，水谷部会長に議事進行をお願いするところですが，水谷部会長が遅れて出席されるため，資料1の第8条第6項の規定「部会長に事故があるときは，あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。」ということで，水谷部会長から神子委員に出席するまでの会議の進行の代理の指名がございましたので，神子委員に議事進行をお任せしたいと存じます。神子委員，よろしくお願い致します。

神子委員： それでは，水谷部会長が来られるまで，議事を進行致します。早速ですが，事務局から，本日の議事の確認について説明をお願いします。

事務局： 議事及び資料の確認

神子委員： 本日の会議は公開とし，議事録については，後日公表することとする。写真の撮影については，部会長が来られたときに，行いたいと思います。議事録ですが，2名の委員の署名が必要ということなので，名簿順で，外部有識者として参加している委員の方をお願いしたい。恐縮ですが，私と中山委員をお願いしたい。

2 報告

(1) 京都市の地下水利用の在り方等についての意見書案について

神子委員： それでは，次第の2「報告」に移ってまいりたいと思います。先ほど事務局から説明がありましたとおり，まず，はじめに(1)「京都市上下水道事業経営審議委員会における意見について」ですが，事務局から報告していただきます。事務局よろしくをお願いします。

事務局： 資料の説明(資料5)

(2) 質疑等

神子委員： ありがとうございます。一つ確認であるが，審議委員会の意見は，「意見書」を示した上での意見であったか。

京都市： 「京都市の地下水利用の現状及び課題と具体的対策について」の資料を示した上での意見である。

神子委員： それでは，ただいま報告がありましたが，本格的な議論につきましては，後ほど次第3の議題と合わせて行うこととしまして，現時点では，内容確認等の質問に限ってお願いできればと思いますが，各委員から御質問等ございますでしょうか。

藤井委員： 全体として問題点を非常によく御理解頂けているのかなと思う。その上で，お聞

きしたいが、上下水道局の企業努力が必要とあるが、具体的にこういった経営努力を言われていたのか。

事務局：具体的にこういった企業努力ということは示されていない。水道水を供給する際のコスト削減ということである。

藤井委員：物を作るという事業ではないので、仕入れの単価を下げるとか、在庫を調整するとかいうことはできない。その中でコスト削減となると一番分かりやすいのが人員削減である。これは、思いつくのは簡単なことだが、長期的に見ると上下水道局の管理能力の低下に繋がるので、注意が必要だ。現業部門では専門的な技術能力や知識が必要とされ、その蓄積や継承は一朝一夕にはならない。もし、人員削減が必要という議論になるのであれば、そうした現業部門の技術的専門性を踏まえなければならない。

神子委員：審議委員からは、料金が増えるぞというときに、何の努力もしてないと言われるようではいけないというレベルの話であった。具体的にどの程度の削減をすべきなのかという算盤を弾く必要はあるが、具体的な方法まで示せないのではないかという話であったと記憶している。

藤井委員：人口が同規模の自治体と比較して、どれだけ節約できるのかなど、そういうことをすれば良い。

神子委員：他と比べて安いかどうかというのも、一つの方法である。京都市の水道は安かったと思うが、どうであったか。

京都市：他の大都市と比べて安価である。

中山委員：将来の事業縮小について、京都市も人口が減少していくと思うので、それを示した方が良い。

神子委員：水谷部会長が来られましたので、写真撮影を行い、次の議題からは水谷部会長に進行をお願いする。

3 議題

(1) 京都市の地下水利用の在り方等についての意見書案について

水谷部会長：急な案件があり、遅くなり申し訳ない。

引き続き、3(1)京都市の地下水利用の在り方等についての意見書案について議論を進めてまいりたい。

まずは、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局：資料の説明(資料6)

水谷部会長：ただいま事務局から「京都市の地下水利用の在り方等についての意見書案」について、本日議論、検討したうえで、再度、本専門部会を開催し確認する。そのうえで、上下水道事業経営審議委員会へ、本専門部会からの意見書案として報告していくことで考えております。

そういった前提で、内容や表現等について、各委員からの御意見等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

藤井委員： 資料の2ページの(2)の地下水利用に係る課題でイのタイトルが「地下水の適正な管理の必要性」になっているが、文章の内容は主に水道水の水質悪化について書かれていると思う。

水谷部会長： 確かにここに書いているのは、水道水が滞留することによって水質が悪化することである。表題を、地下水の利用が進むことによって水道水の水質が悪くなるといったようなことを書いてもらう方が適切である。

事務局： タイトルの方を見直す。

藤井委員： 例えば、「地下水の適正な管理と水道水の安全性」というようなことになるが、「安全性」ということをタイトルで言った方が良い。意見書全体にわたってのキーワードは「公平性」と「安全性」であると考えます。

5ページ目で(2)のアの(ア)は、あるべき論が書いてあるので、最後の「配賦するものである」というよりも「配賦すべきものである」という方が良い。

また、「水道の給水」というのも良く分からない。

事務局： 「水道事業における給水」か。

藤井委員： 6ページのイの(イ)で「固定費の全額」と「水道施設維持経費」は、どういう関係になるのか。維持経費も固定費の一部である。固定費は料金に入っているので、「料金制度とは別に」というのも気になる。

事務局： 「固定費」と「水道施設維持経費」は同じような意味で使っている。イメージしやすいように「固定費」を「水道施設維持経費」と言い換えている。また、「料金制度とは別に」というのは、料金改定をせず、負担の適正化を図るとのことである。

藤井委員： 既存料金とは別にという意味か。

中山委員： 用語定義であるが、「地下水利用専用水道」とは何か。専用水道は問題ない。地下水だけ使うのも問題ない。一緒に使うのが問題であったと思うが、一緒に使う人たちを「地下水利用専用水道」と呼ぶのか。

京都市： 水道水と地下水を膜ろ過等したものを混合して使う水道を「地下水利用専用水道」と言っているが、その定義が意見書に書かれていないので、記載をするようにしたい。

中山委員： 1ページの2段落目の2つ目の文章は、途中で主語が変わるので分けた方が良い。「地下水利用専用水道の利用者は」が、途中から「京都市は」に変わっている。

あと、「公平性」というのが出てくるが、同量を使っている人たちの中で、地下水を使っている人といない人との間の不公平は分かるが、その他の使用者との負担の公平性とはどのような意味か。

事務局： 他の水道使用者は、地下水利用専用水道を使っている人以外の方、一般の市民などという意味で使っている。

神子委員： 一般市民と、大口径を使っている利用者とはもともと不公平である。大口径の利用者は、逡増制で一般市民の固定費を負担していて、そもそも不公平である。だから、公平性の問題は、同じ太さの管を付けている使用者間での公平性である。そう切り分けた方が良いのではないか。

京 都 市： 地下水利用専用水道の利用者が負担していない分は、同じ口径の使用者も、小さい口径の使用者も、広く薄く負担をして、水道システムを維持している。必ずしも、同じ口径だけではない。

中 山 委 員： 大口径と小口径はもともと不公平で、地下水利用が増えた分で、公平になるかもしれない。一概に不公平になるとは言えないと思う。

京 都 市： 大口径と小口径の負担の在り方としては、逓増制によって大口径の方が沢山負担していることが、不公平という考え方もあるかもしれない。しかし、その方々が沢山使うことを前提として施設を整備しているので、使った量に応じて料金を負担してもらっているという意味で公平性を保っていると考え、それを市議会や市民に理解して頂き今の料金体系が成り立っている。その点では不公平はないと考えている。それが、地下水利用専用水道を導入し、普段は水道を使わず、バックアップで使う場合に、水道事業者としては一定の水量を確保するための経費が掛かる。そういった経費を使った水量でしか負担して頂けてないので、他の使用者が負担することとなり、不公平であると考えている。

中 山 委 員： それはそれで分かるが、経済学においては、公平性にはいろいろ考え方があり、基準が示しにくい。どういうことが公平なのか言ったうえで、やらないと混乱を引き起こす気もする。京都市上下水道局の公平性の考え方、もともとの料金体系で逓増制をとっていることが公平であるということと言わないといけなかなという気もする。

それから、6ページの審議委員会の意見のところ、京都市会の付帯決議について触れられていないが、触れた方がいい。京都市会で早急にやった方がいいと言われたことも踏まえてやっているという話を入れた方がいい。

事 務 局： 審議委員会としての意見の中では「料金制度審議委員会」のことには触れているということもあるので、検討したい。

藤 井 委 員： 公平性についてであるが、意見書の中で丁寧に説明した方がいい。公平性は時代とともに変わるし、国や地域によっても変わる。料金体系を設定した30数年前にはいろいろな前提があった。しかし現在、その当時には想定していなかったことが起きている。前提となっていた基本となる考え方を崩すような事態が発生する中で、年間約10億円の機会損失が発生している。それが地下水の利用者と関係のないところでカバーされている。それが不公平だということだと思う。純粋に理屈で議論するのであれば、30数年前の前提や考え方に遡って考えないといけませんが、「料金制度とは別に」と言っているのは、そういう全面的な見直しは今やる余裕がないということで、我々は今それをやるためにここに来ているのではないということである。差し当たり、30数年前に設定された現行の料金制度を前提として、そのときに想定していなかった制度を掻い潜るような水道利用の実態が発生していて、それについて不公平な料金負担になっているという整理をすると良いのではないか。中長期的には30数年間、溜まったおりをいつかは是正しなければならない。

水谷部会長： これをまとめるのは難しい。市民的な感覚で言うと、中山委員の言うように、同

じ量使っているところで、地下水であるところと、そうでないところとの公平性の問題が分かりやすい。市会でもそういうこと言われたのではないか。その前にいるんなことがあるというところまで言うと、議論が大変なことになる。

神子委員： 結局、普通、想定される使用量を前提にして、固定費と変動費を配賦してきた。想定する水量を使っていないので、固定費が、地下水利用専用水道の方々から取れなくなっているというのが現状である。料金制度を作ったときの基本的な前提が崩れてきて、固定費を負担していない事業者が出てきたということ。それを是正できないかということであると思う。

藤井委員： そこに尽きると思う。固定費を発生状況に応じて、基本料金に配賦すれば、理屈の上では問題は解決する。ところが、そうすると、一般の水量の少ない家庭にも大きく負担が来る。そういうことを総合的に勘案して、今がある。議論の組立てとしては、現状が出发点としてあり、現状を本来のあるべき姿に少しでも近づけようということになるのではないか。それが、今回の意見書であれば、「料金制度とは別に」という言い方になると思う。

水谷部会長： 他に意見がなければ、まとめると、まず、1ページ2段落目の主語が途中で変わっているところを2つの文章に分ける。

2ページの下のイ「地下水の適正な管理の必要性」は「地下水の適正な管理と水道水の安全性」というような文言に変えた方が良い。

中山委員： (1)のウのところ、「これらの多くのものは」というのはどういう意味か。

事務局： すべてのものが極端な使い方をしているわけではないので、こういう表現にした。

藤井委員： 「課題となっている」と書いてあり、これは課題であり、「(2)」のところと重複している。「(1)」は「京都の地下水利用の現状」であるので、課題は要らないのでは。

中山委員： そうすると、「これらの」以降は要らないのではないか。

水谷部会長： では、そのように直してください。

5ページの下(ア)で、「水道の給水のための」を「水道事業における給水のための」に直す。「配賦すべきである」に直す。

中山委員： 「均一」という意味か。

京都市： 従量料金の単価は一つという意味である。

水谷部会長： 変動費は従量料金に配賦する。固定費は基本料金に配賦するというのが伝われば良い。均一には要らないのではないか。「均一には」削除で。

6ページの上の段に京都市会の決議も入れた方がいいということであるので、検討をお願いする。

6ページ下のところ、「水道施設維持経費」が「固定費」と同じなのかという質問があったと思うので、同じであることが分かるように記載すること。「料金制度とは別に」のところを「既存の料金制度とは別に」に直す。

修正が分かるような形で、皆さんに送っていただいて、もう一度見て頂き、それを合わせたものを次の専門部会で出して頂いて、確認したい。

藤井委員： 「はじめに」で始まるので、「おわりに」もあった方が良い。「おわりに」は、「専門部会の意見書を十分に尊重し、そのうえで善後策を検討されたい。」というような内容で良い。

水谷部会長： それでは、そういうことでまとめてもらいたい。

4 今後の予定

水谷部会長： それでは、次第4「今後の予定」について移ります。

先ほども申し上げましたが、意見書を次の専門部会で最後確認をし、それから審議委員会に提出したいと考えている。

それでは、事務局から、日程調整をお願いします。

事務局： ありがとうございます。今、水谷部会長から御説明がございましたように、本日の御意見を反映した「京都市の地下水利用の在り方等についての意見書案」を修正したものを各委員にお送りし、出てきた意見を事務局でまとめ、それを最終確認していただく場として第4回の専門部会を開催したいと考えております。

水谷部会長： 日程については改めて調整を行う。

各委員：(了解)

5 閉会

他都市における地下水利用専用水道の対策状況

都市	専用水道利用状況	課題認識	対策及び検討の状況		
			規制	料金見直し	負担金創設
A	69件 (このうち一定程度)	事業費回収、負担の公平性の点から課題である。	—	●	—
B	22件の大口利用者での併用利用者を確認	減収による経営上の課題となっている。 (条例による採取規制があり、新規利用は難しい。)	△	△	△
C	56箇所 利用されている	(既存の各種規制により、新規設置が難しい状況) (条例の許可制度があり、新規許可事例はない)	●	—	—
D	465箇所(微減傾向)	(大口使用は認められない)	●	—	—
E	15施設	整備・維持管理規模が大きくなる、管内での停滞水の発生	—	△	△
F	72件	(大口使用は認められない)	—	—	—
G	1件	環境及び経営面への影響	—	—	—
H	大口水利用者9事業者	地下水利用への転換抑制 給水装置の適正管理	—	○	○
I	162事業所で利用 (内、2/3は飲用システムに使用していない)	給水収益の減少 固定費回収への影響 水質悪化の恐れ 水質管理の責任区分地盤沈下 地下水・湧水の枯渇	—	△	△
J	57事業所で利用 (約10億円の給水収益減少)		△	△	△

【凡例】 ●：実施済 / ○：検討中 / △：検討意向・予定有 / —：検討無し

都市	専用水道利用状況	課題認識	対策及び検討の状況			規 制	料 金 見直し	負担金 創 設
K	25 施設	<ul style="list-style-type: none"> 水質事故発生時の責任所在が不明確となる可能性 地下水配管と水道給水装置との建物内での誤接合 	<ul style="list-style-type: none"> 給水条例改正 <ul style="list-style-type: none"> 施設設置・変更・廃止の届出，市内の設置状況情報提供，設備等の指導（滞留水対策，逆流防止，水道水と地下水処理水等を混合利用している旨の掲示） 国への法整備要望を継続して実施する予定 	—	—	—	—	
L	18 事業者で利用	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備に係る投資における，他使用者との負担公平性確保 大口利用者の地下水転換防止 	<ul style="list-style-type: none"> 水道水の安定供給に関する継続的広報 大口利用者の意見聴取を行い，料金の過増の緩和 今後も継続的に最適な料金体系の検討を行っていききたい 	—	●	△	△	
M	<ul style="list-style-type: none"> 右記条例施行以前からの利用者 371 件 制度施行後届出者 32 件 	<ul style="list-style-type: none"> 給水収益の減少 	<ul style="list-style-type: none"> 条例を改正し，地下水等の補給水として水道を利用する方に対し，届出義務 水質の適正管理 固定費負担を求めている。（施行当初は，新規利用のみが対象） 経過措置を経て条例改正を行い，全既存利用者に制度適用 水道水の使用比率を増加することにより固定費負担が発生しない制度としたこと，丁寧に制度の周知や説明を行ったことから，特に大きな問題は生じていない。 	—	—	●	●	
N	7 件で利用	<ul style="list-style-type: none"> 一般使用者との負担の公平性を欠く 管内水質，経営にも支障 	<ul style="list-style-type: none"> 選択制料金制度（個別需給給水契約制度）を導入済 （地下水について）飲用以外の利用，非常時利用への限定，必要最小限の揚水を促している 効果薄い 揚水規制に関する法整備，専用水道設置者への負担を求める仕組みづくりの要望継続 	—	●	—	—	
O	33 件	<ul style="list-style-type: none"> 給水収益への影響 水道使用者間の負担の公平性 	（先進事例の調査研究や情報収集を行っていききたい）	△	△	△	△	
P	42 件		<ul style="list-style-type: none"> 大口使用者特割制度を導入し，水道回帰の働きかけを行っている。（この結果，5 件が回帰） 負担金制度は現在検討していない（他事例を参考にする意向） 	—	●	△	△	
Q	93 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 料金収入の減収要因 過増度が高い料金体系 	水道需要を喚起するための営業活動，安定供給の P R	—	—	—	—	
R	73 件	<ul style="list-style-type: none"> 本来，従量料金で回収すべき費用を回収できていない 	（対応に苦慮しているが，基本料金及び加入金について，口径に応じた料金体系とし，一般家庭との差別化を図っている）	—	●	—	—	

【凡例】 ●：実施済 / ○：検討中 / △：検討意向・予定有 / —：検討無し

第3回地下水利用の在り方等に関する専門部会における意見書案に対する各委員の指摘等

頁	内容（議事録より抜粋）	修正点	番号
1	<p>中山委員：用語定義であるが、「地下水利用専用水道」とは何か。水道水と地下水と一緒に使う人たちを「地下水利用専用水道」と呼ぶのか。</p> <p>日下部委員：水道水と地下水を膜ろ過等したものを混合して使う水道を「地下水利用専用水道」と言っているが、その定義が意見書に書かれていないので、記載をするようにしたい。</p>	<p>本意見書上の「地下水利用専用水道」の定義を記載</p>	
1	<p>中山委員：<u>1ページの2段落目の2つ目の文章は、途中で主語が変わるので分けた方が良い。</u>「地下水利用専用水道の利用者は」、途中から「京都市は」に変わっている。</p> <p>水谷部会長：主語が途中で変わっているところを2つの文章に分ける。</p>	<p>主語の切れ目で2つの文章に分割</p>	
2	<p>中山委員：（1）のウのところ、「これらの多くのものは」というのはどういう意味か。</p> <p>事務局：すべてのものが極端な使い方をしていないわけではないので、こういう表現にした。</p> <p>藤井委員：「課題となっている」と書いてあり、これは課題である。 <u>「（2）地下水利用に係る課題」のところと重複している。</u> <u>（1）は「京都の地下水利用の現状」であるので、課題は要らないのではないか。</u></p> <p>中山委員：そうすると、「これらの」以降は要らないのではないか。</p> <p>水谷部会長：では、そのように直してください。</p>	<p>「これらの」以降を削除</p>	
2	<p>藤井委員：<u>（2）の地下水利用に係る課題の「イ」のタイトルが「地下水の適正な管理の必要性」になっているが、文章の内容は水道水の水質悪化について書かれていると思う。</u></p> <p>水谷部会長：確かにここに書いているのは、水道水が滞留することによって水質が悪化するということである。表題を、地下水の利用が進むことによって水道水の水質が悪くなるといったようなことを書いてもらう方が適切である。</p> <p>事務局：タイトルの方を見直す。</p> <p>藤井委員：例えば、「地下水の適正な管理と水道水の安全性」というようなことになるが、「安全性」ということをタイトルで言った方が良い。全体にわたってのキーワードは「公平性」と「安全性」である。</p> <p>水谷部会長：「地下水の適正な管理の必要性」は「<u>地下水の適正な管理と水道水の安全性</u>」というような文言に変えた方が良い。</p>	<p>タイトルの変更</p>	

頁	内容（議事録より抜粋）	修正点	番号
5 6	<p>藤井委員：（2）のアの（ア）は、あるべき論が書いてあるので、最後「配賦するものである」というよりも「配賦すべきである」という方が良い。</p> <p>また、「水道の給水」というのも良く分からない。</p> <p>事務局：「水道事業における給水」でしょうか。</p> <p>水谷部会長：「水道の給水」を「水道事業における給水」に直す。「配賦するものである」は「配賦すべきである」に直す。</p> <p>中山委員：「均一」とはどういう意味か。</p> <p>日下部部長：従量料金の単価は一つという意味である。</p> <p>水谷部会長：変動費は従量料金に配賦する。固定費は基本料金に配賦するというのが伝われば良い。均一には要らないのではないかと。「均一には」削除で。</p>	<p>文言修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業における給水 ・「均一に」を削除 	
6	<p>中山委員：6ページで、京都市会の付帯決議について触れられていないが、京都市会で早急にやった方が良いと言われたことも踏まえてやっているという話を入れた方がいい。</p> <p>事務局：検討したい。</p> <p>水谷部会長：検討をお願いします。</p>	<p>付帯決議の内容について補記</p>	
7	<p>藤井委員：（2）のイの（イ）で「固定費の全額」と「水道施設維持経費」は、どういう関係になるのか。維持経費も固定費の一部である。固定費は料金に入っているの、「料金制度とは別に」というのも気になる。</p> <p>事務局：「固定費」と「水道施設維持経費」は同じような意味で使っている。イメージしやすいように「固定費」を「水道施設維持経費」と言い換えている。また、「料金制度とは別に」というのは、料金改定をせず、負担の適正化を図るということである。</p> <p>藤井委員：既存料金とは別という意味ですね。</p> <p>水谷部会長：「水道施設維持経費」と「固定費」とが、同じであることが分かるように記載すること。「料金制度とは別に」のところを「既存の料金制度とは別に」に直す。</p>	<p>文言修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の料金制度 ・固定費である水道施設維持経費 	
8	<p>藤井委員：「はじめに」で始まるので、「おわりに」もあった方がいい。「おわりに」は、「水道料金の現状を尊重し、そのうえで善後策を検討して欲しい。」というような内容で良い。</p> <p>水谷部会長：それでは、そういうことでまとめてもらいたい。</p>	<p>「おわりに」部分の文章追加</p>	

京都市の地下水利用の 在り方等についての意見書 (案)

京都市上下水道事業経営審議委員会

平成27年 月

目 次

はじめに	1
1 京都市の地下水利用の現状及び課題	2
(1) 京都の地下水利用の現状	2
ア 伝統産業等における地下水利用	2
イ 災害時における地下水利用	2
ウ 地下水利用専用水道の導入の増加	2
(2) 地下水利用に係る課題	2
ア 水道の施設整備等に係る経費の適正な負担の必要性	2
イ 地下水の適正な管理と水道水の安全性	2
2 地下水利用専用水道の利用に対するこれまでの対応等	3
(1) 京都市での対応等	3
ア 「受水槽以下設備における地下水・水道水の混合使用について（対応基準）」 の策定	3
イ 京都市会	3
ウ 料金制度審議委員会	4
(2) 国の動向	4
ア 新水道ビジョン	4
イ 水循環基本法	5
3 地下水利用専用水道の利用に対する具体的対策	5
(1) 他都市の具体的対策	5
ア 固定費負担金制度（神戸市）	5
イ 個別需給給水契約制度（岡山市・北九州市）	5
ウ バックアップ料金制度（帯広市）	5
(2) 審議委員会としての意見	5
ア 料金等使用者負担のこれまでの在り方について	5
イ 料金等使用者負担の今後の在り方について	6
ウ 具体的対策を実施するに当たっての留意事項	7
おわりに	8

はじめに

京都市には、良質で豊富な地下水が存在しており、平安遷都以前のいにしえから生活用水に利用されてきた歴史がある。そして、今なお、地下水は、染色業や酒造業をはじめとする伝統産業において利用されるなど、京都の生活や文化、経済を支える重要な資源となっている。また、災害時等への対応として、井戸の所有者等から市民へ地下水を提供していただく「災害時協力井戸制度」を整備するなど、地下水は、非常時の市民の生活用水としても重要なものとなっている。

一方、ホテルや商業施設等において地下水利用が進む中、近年、新たな課題も生じている。地下水利用専用水道^①（本意見書では、地下水を主な水源として利用する専用水道で、水道水と地下水を混合して利用するものについて「地下水利用専用水道」という。地下水のみを水源としているものは含まない。以下同じ。）の利用者は、施設規模に見合う口径の給水管を接続しているが、地下水利用専用水道の利用者の中には、水道を地下水利用設備の故障時等のバックアップとして使用している場合があり^②る。水道事業者として給水義務のある京都市は、それに対応できるよう配水管をはじめとする水道施設を維持しておかなければならず、その費用は水道料金で賄っている。しかしながら、地下水利用専用水道の利用者は、通常時には、少量の水道水しか使用していないことから、水道施設の維持管理に要する負担が適正でなく、他の一般の利用者との負担の公平性を欠いており、その解消が課題となっている。

また、国においては、平成26年3月に「水循環基本法」が成立し、同年7月に施行されるとともに、内閣に設置された水循環政策本部において、平成27年夏までに「水循環基本計画」の策定が進められているところである。この法律では、地下水を含めた水が国民共有の貴重な財産であり、健全な水循環を将来にわたり維持し、又は回復させるために、包括的な施策が推進されていくこととなっている。

京都市では、こうした国や京都市における現状を踏まえ、将来にわたって安全・安心な水道水を市民に提供している水道施設を維持していくことができるよう、一般の水道使用者との間における負担の公平性を確保し、地下水利用専用水道の利用者の負担の適正化を図るための対策を検討する必要がある。

1 京都市の地下水利用の現状及び課題

(1) 京都の地下水利用の現状

ア 伝統産業等における地下水利用

京都には良質で豊富な地下水があり、古くから染色業や酒造業などに利用されており、今日においても、京都の経済、文化を支える市民共有の貴重な資源となっている。

イ 災害時における地下水利用

京都市では、地震の際の水道施設の損傷などにより生活のための水が不足した場合に備えて、市民や事業者等が所有している井戸を「災害時協力井戸」として登録いただき、災害時に地域の生活用水として提供していただく制度がある。

ウ 地下水利用専用水道の導入の増加

近年、ホテルや商業施設等において地下水利用専用水道を設置し、水道水からの転換を図る動きが全国的に進行しており、京都市においても、その数が増加している。^③これらの多くのものは、地下水を膜ろ過等で処理したものと水道水を混合し、専用水道として使用するものであり、安全性の確保や料金負担の在り方等について全国的に課題となっているところである。

(2) 地下水利用に係る課題

ア 水道の施設維持に係る経費負担の適正化の必要性

地下水利用専用水道の利用が進む一方、地下水利用専用水道の利用者の多くが、故障時等に備え、バックアップ用に水道にも接続していることから、京都市においては、これらの事業者の水道使用時に対応できるよう水道施設の維持を行っている。しかしながら、その施設維持の経費については、地下水利用専用水道の利用者の通常の水道の使用が少量であるため、水道料金として十分に負担されていない状況にある。その結果、これらの地下水利用専用水道の利用者が負担していない経費については、他の水道使用者が負担することとなり、負担の不公平が生じている。

④

イ 地下水の適正な管理の必要性と水道水の安全性

京都市において確認された事例はないものの、地下水利用専用水道では、口径の大きさに比較して日常の水道使用量が少なく、配水管等に水道水が滞留することによる水質悪化が懸念される。また、非常時において水道使用量が増加した際に、周辺に赤水が発生することも懸念される。

2 地下水利用専用水道の利用に対するこれまでの対応等

上記1の現状及び課題に対して、これまで以下のような対応等がなされている。

(1) 京都市での対応等

ア 「受水槽以下設備における地下水・水道水の混合使用について（対応基準）」の策定

平成13年12月3日付けで、京都市上下水道局において、「受水槽以下設備における地下水・水道水の混合使用について（対応基準）」が定められている。これは、地下水を膜ろ過システム等により浄水処理した水を受水槽に流入させて、水道水と混合して給水する方式について、「給水管の口径が当該給水装置による水の使用量に比べて著しく過大又は過小ではないこと」や「赤水が生じる、又は残留塩素の確保ができない水道水の使用流量で受水槽への流入は避けること」、「受水槽に貯留した混合水が、配水管等に逆流しない措置が確実に講じられていること」など、「給水装置の構造及び材質の基準」（水道法施行令第5条）に適合しているか否かについて確認し、不適切な場合は是正指導等を行う旨を定めた対応基準である。

イ 京都市会

京都市会においては、平成23年3月15日に「平成23年度京都市水道事業特別会計予算」の議決時に「地下水の専用水道については、より適切な対策を目指して負担金徴収等料金制度の在り方とも併せて十分な検討を早急に行うこと」との付帯決議が全会派賛成で付されている。

（参考）

京都市会での付帯決議

（平成23年度京都市水道事業特別会計予算 23年3月15日）

厚生労働省によると膜ろ過の地下水専用水道はこの4年間で3倍にも増えており、本市においても、この影響で毎年8億円もの減収になっている。

一方で、水道事業者には法律で給水義務があるため、地下水が非常時のときも含め使用不可になった場合には、水道水で補う必要があることから、上下水道局は使用水量に見合う大口径の水道管の維持管理費を計上しており、将来的に水道料金の値上げにつながるおそれもある。

よって、地下水の専用水道については、より適切な対策を目指して負担金徴収等料金制度の在り方とも併せて十分な検討を早急に行うこと。

（賛成会派 全会派）

ウ 料金制度審議委員会

平成24年11月21日に、京都市上下水道料金制度審議委員会において取りまとめられた「京都市上下水道料金制度の在り方等についての意見書」が公営企業管理者上下水道局長に提出されている。同意見書では、「大口径の給水管の基本料金・基本水量を引き上げ、新たな基本水量制を導入し、併せて、大水量区画における従量料金単価を引き下げること」や「現行制度の枠組みを超えたところでは、負担金制度や個別需給給水契約制度などが考えられるが、その採用については、将来考慮すべき課題として引き続き検討を進めること」とされている。

なお、京都市では、この意見を参考に、平成25年10月1日以降の検針分からの水道料金については、大口径（50～200mm）においては、口径の大きさに応じ基本水量を引き上げるとともに、基本水量に応じた基本料金を設定するなどの見直しを行い、地下水利用専用水道の利用者など大口径少量使用者の負担の適正化を図っている。

(2) 国の動向

ア 新水道ビジョン

国（厚生労働省）からは、平成25年3月に「新水道ビジョン」が公表された。この「新水道ビジョン」は、日本の総人口の減少や東日本大震災の経験など水道をとりまく状況の大きな変化を踏まえ、「これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるよう、今から50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、今後、当面の間に取り組むべき事項、方策を提示」するものとなっている。

「新水道ビジョン」の中では、料金制度の最適化として逡増型料金制度について以下のことを検証すべきとされている。

- ・ 固定費と変動費の割合に適合した、将来を見据えた料金体系へ、利用者の影響を抑制しつつ、事業実態に応じた検討を。
- ・ 水需要減少傾向の現状にあって、従来からの逡増制料金体系についても、緩やかな見直しを。
- ・ 地下水等の自己水源を利用する企業等への料金賦課方法について、経営的観点での対応を。

イ 水循環基本法

国においては、平成26年3月に「水循環基本法」が成立し、平成27年夏までには「水循環基本計画」が策定される予定である。同法では、地下水を含めた水が国民共有の貴重な財産であり、健全な水循環を将来にわたり維持し、又は回復させるために、包括的な施策が推進されることとなっている。

3 地下水利用専用水道の利用に対する具体的対策

(1) 他都市の具体的対策

他都市では、地下水利用専用水道の利用等に対し以下のような対策がとられている。

ア 固定費負担金制度（神戸市）

固定費負担金制度は、地下水等の補給水（水質悪化、枯渇等のほか水道水以外の水が利用できなくなる事態に備えた水）として相応の水道水を希望する場合、負担金を徴収する制度である。

イ 個別需給給水契約制度（岡山市・北九州市）

個別需給給水契約制度は、大口使用者と個別に特約的な形で契約することで、水道事業者が設定する一定量（＝基準水量）を超えて使用した水道水に通常よりも割安な料金（＝基準単価）を設定する制度（例 岡山市 通常「216 円/m³」を「70 円/m³」に割引）である。しかし、割安な料金とするため、水道料金収入の減収に繋がる可能性がある。

ウ バックアップ料金制度（帯広市）

地下水等が利用できない非常時等において、水道をいつでも必要なだけ使用できるようにしておく「バックアップ」という新たなサービスの対価として「バックアップ料金」を求める制度（例 口径25mm以下 345,600円/年、50mm 1,684,800円/年）である。ただし、任意の制度であるため、契約をしなくともバックアップとして利用することが可能であることから、企業等の理解・協力が前提となる。

(2) 審議委員会としての意見

当審議委員会としては、京都市における地下水利用専用水道の利用等に対して以下のように考える。

ア 料金等使用者負担のこれまでの在り方について ⑤

(ア) 本来、水道料金への原価の配賦方法としては、水道の事業における給水のための経費のうち固定的に必要となる需要家費及び固定費については基本料金に配賦し、水の需要に応じて必要となる変動費については従量料金に均

—に配賦するべきものである。

- (イ) しかし、全国的には、経済成長に伴う水需給の逼迫に対して新規水源確保が困難であったことによる需要抑制の必要性、あるいは衛生水準の向上に向けた水道の普及の要請などから、固定費の相当部分を従量料金に配賦するとともに、従量料金についても逓増料金制が採用されてきた。
 - (ウ) 京都市においても、昭和39年度に行った料金改定により逓増料金制を採用しており、現行では、固定費の約7割を従量料金に配賦するとともに、継続して、逓増料金制を採用している。
- ⑥ (エ) このような料金体系の下、地下水利用専用水道の利用が進み、負担の適正性や公平性が確保できない状況となり、対策が必要となっている。このことは、上記2(1)イに記載の平成23年3月15日の京都市会での付帯決議においても示されているとおりである。
- (オ) また、京都市においては、上記2(1)ウに記載の京都市上下水道料金制度審議会から提出された「京都市上下水道料金制度の在り方等についての意見書」に基づき、「水需要が減少していく中、安全、安心、安定を確保しながら長期的に事業を維持していくため」に、「固定費について、その一部を水量減少の影響を受けない基本料金に配分し直し、その確実かつ安定的な回収の仕組みを構築」できるよう、昭和56年以来、32年ぶりに料金制度を改定することとし、平成25年10月検針分から、大口径の基本料金・基本水量を引き上げ、固定費の基本料金への配賦割合を引き上げるとともに、従量料金の逓増度を緩和する料金体系へと改定している。
 - (カ) 更に、地下水利用専用水道対策については、「京都市上下水道料金制度の在り方等についての意見書」において、「現行制度の枠組みを超えたところでは、負担金制度や個別需給給水契約制度などが考えられるが、その採用については、将来考慮すべき課題として引き続き検討を進めること」とされており、料金以外の部分で新しい制度を構築し、対応していくことが求められている。

イ 料金等使用者負担の今後の在り方について

- (ア) 今後、京都市の水道料金については、国の「新水道ビジョン」に示されるとおり、「固定費と変動費の割合に適合した、将来を見据えた料金体系」への変更と「従来からの逓増制料金体系についても、緩やかな見直し」を検証していくことが必要であるが、固定費の全額を基本料金として配賦した場合には、基本料金が著しく高額となることから、料金改定に際しては、一般家庭をはじめとする水道使用者への影響を十分考慮しなければならない。

- (イ) 現行料金制度では、固定費の全額を基本料金として配賦するのではなく、一部の額を従量料金に配賦していることから、地下水利用専用水道の利用者の水道施設の維持に係る経費の負担が適正かつ公平になるよう、^⑦既存の料金制度とは別に、新たに固定費である水道施設維持経費を負担する制度の導入を検討する必要がある。

ウ 具体的対策を実施するに当たっての留意事項

(ア) 既存の地下水利用者への配慮について

a 上記 1(1)アに記載のとおり、京都では、古くから染色業や酒造業など伝統産業等において、地下水が利用されてきた経過がある。具体的対策を実施するに当たっては、京都の特色ある文化を支える伝統産業に対しての影響について十分に検証しておく必要がある。

b 既に地下水利用専用水道を設置している利用者に対しても、その企業努力としての地下水利用を否定するものではなく、必要に応じ、経過措置等を検討する必要がある。

(イ) 地下水利用専用水道の適正な把握について

具体的対策を適正かつ公平に実施するには、地下水利用専用水道の設置状況等についての的確な把握が必要であり、届出制度やその運用の在り方を検証する必要がある。

(ウ) 市民周知の必要性

水道施設の維持に係る経費の適正で公平な負担や地下水の適正管理の必要性等について、地下水利用専用水道利用者はもとより、広く市民に周知し、コンセンサスを得ていく必要がある。この際、地下水利用専用水道の利用者や市民に理解が得られるよう分かりやすい説明を行うのはもちろんのこと、制度そのものについても、できる限り、理解しやすい簡潔なものとすることが望まれる。

また、地下水利用専用水道の利用者に、新たに負担を求める場合にあっては、上下水道局自体の経営の効率化等が前提であり、経営努力がなされていることについても、しっかりと説明を行う必要がある。

(エ) 水循環基本法に基づく施策との調整

水循環基本法では、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものと位置付け、地下水を含めた健全な水循環を将来にわたり維持し、又は回復させるために、包括的な施策が推進されていくこととなっている。地下水利用専用水道への対策を検討するに当たっては、今後、具体化されるこれらの施策にも留意し、検討を進める必要がある。

⑧

おわりに

今後、京都市の水道料金については、「固定費と変動費の割合に適合した、将来を見据えた料金体系」への変更等を検証していくことが必要ではあるが、料金改定に際しては、一般家庭をはじめとする水道利用者への影響を十分考慮しなければならない。

そのため、本審議委員会では、現行料金制度を尊重したうえで、既存の料金制度とは別に、新たに固定費である水道施設維持経費を負担する制度の導入を検討することが必要であるとの結論に至ったものである。

京都市においては、本審議委員会の意見を参考に、今後の対策を検討されたい。